

令和6年国東市農業委員会 第3回（3月）総会議事録

1. 開催日 令和6年3月7日（木）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 12名出席
4. 欠席委員 8番 吉本委員、12番 上原委員（13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第13号 農用地利用集積計画について
 - 議案第14号 農用地利用配分計画について
 - 議案第15号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
 - 議案第16号 令和5年度農地利用状況調査による非農地決定について
6. 報告事項
 - 農地変更届について
7. 協議事項
 - 農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和6年第3回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、8番 吉本委員と12番 上原委員が欠席で、13番 徳丸委員が令和5年8月いっぱいで辞任し1名欠員ですから、委員総数14名中12名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番 森委員、10番 藤原委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号17番から26番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
松原委員	<p>申請番号23番について、田と畑が混在しているようですが、受人は何の作物を耕作する予定なのでしょう。</p>
事務局	<p>水稲と野菜を作付けする予定とのこと。</p>
議 長	<p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p>

佐藤副会長	申請番号 18 番の受人は、国見町岐部の方のようですが武蔵町内田まで耕作しに来るのでしょうか。
事務局	申請番号 18 番の受人は、住民票は国見町岐部のままですが、実際は武蔵町糸原に居住されていますので、耕作するのに問題はないと思われます。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。
	(意見・質疑なし)
	それでは、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第 11 号 農用法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 11 号 農用法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 2 番まで事務局より説明がありましたが、続いて申請番号 1 番について、本日ご出席の岩井農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。
岩井推進委員	申請番号 1 番につきましては、長年農地として利用されていませんでしたので、特に問題はないものと思います。
議 長	続いて申請番号 2 番について、小玉農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。
小玉推進委員	申請番号 2 番については、周囲に営農している方はいませんので、何も問題ないものと考えます。

<p>議 長</p>	<p>事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 11 号 農用法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 11 号 農用法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 12 号 農用法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 12 号 農用法第 5 条の規定による許可申請の説明が事務局よりありましたが、本日ご出席の伊藤農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>伊藤推進委員</p>	<p>申請番号 1 番につきましては、特に問題はないものと思います。また、補足説明として第 3 条申請の申請番号 22 番との関連であることを補足します。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 12 号 農用法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 12 号 農用法第 5 条の規定による許可申請については、</p>

<p>事務局</p>	<p>全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 13 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 13 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 13 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 13 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議案第 14 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 14 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 14 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 14 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p>

議 長	次に、議案第 15 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 15 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
	(質疑・意見なし)
	それでは、議案第 15 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 15 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第 16 号 令和 5 年度農地利用状況調査による非農地決定について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 16 号 令和 5 年度農地利用状況調査による非農地決定について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
藤原委員	一部、取消の申し出があつて削除したとのことですが、どの地区でしょうか。
事務局	国見地区で 3 筆削除されています。農地として管理していくという連絡があり削除しています。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。
	(質疑・意見なし)

	<p>それでは、議案第 16 号 令和 5 年度農地利用状況調査による非農地決定について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 16 号 令和 5 年度農地利用状況調査による非農地決定については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、報告事項 農地変更届について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	<p>報告事項、農地変更届について事務局より説明がありました。報告事項ですが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>次に、協議事項「農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	協議事項「農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議」について事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。
佐藤副会長	事前協議ということですが、事務局として何か問題があると考えているのでしょうか。
事務局	<p>2 件とも農業振興地域の指定であり、農業委員会が非農地証明願を受理する際に、農業振興地域が除外されている必要があります。</p> <p>そのため、農業振興地域の除外申請が先になり、農振の審議会としては、農業委員会が非農地とすることに異議なしの判断をしているかどうかを除外の要件の一つとしていることから、農業委員会総会で事前協議をしていただくこととなり、このような手続きとなっています。</p>

佐藤副会長	農振の審議会が、農振の除外の決定をするのに農業委員会に事前に「OK」をもらいたいからということですね。
事務局	そういうことです。
議長	<p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p>
副会長	<p>それではこれをもちまして、第3回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議.....長</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>